

# 外国人材を活用する

パソル総合研究所と中央大学は、2035年に国内の労働市場で384万人相当の労働力不足が発生するとの研究結果を公表しております。現状でも労働力不足は深刻で、労働生産性の向上など、課題解決に向けた早急な取り組みが求められます。

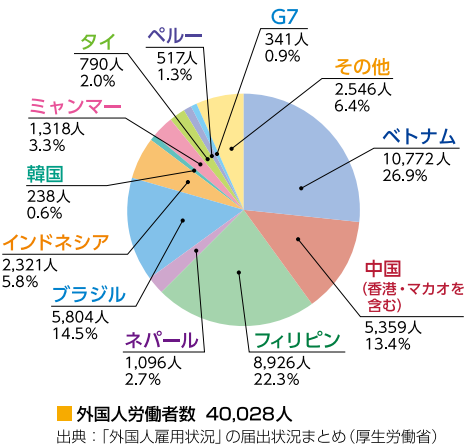
こうした中、人材確保のためには外国人の方の雇用についても、今後、検討していく必要があると思われます。

今回は、県での外国人活用にに向けた取り組みをご紹介します。

## 1 外国人の雇用状況

厚生労働省が公表する『外国人雇用状況』の届出状況まとめ』によると、岐阜県の令和5年度の外国人雇用事業者数は5,397事業所(前年度比8.0%増加)と、全国14位の多さです。また、雇用されている外国人も40,028人(前年度比10.6%増加)と全国13位の多さですが、前年度比の割合は全国平均12.4%増加に比べて低く、全国38位に留まっています。

県内の事業所で雇用されている外国人を国籍別でみると、ベトナムが10,772人(26.9%)と最も多くなっています。



在留資格別・国籍別では、「技能実習」はベトナム6,251人、中国2,466人、インドネシア1,441人となっています。「特定技能」はベトナム1,522人、インドネシア509人、フィリピン241人、「技術・人文知識・国際業務」はベトナム1,777人、中国593人、ネパール371人となっています。

## 2 外国人就労に関する制度

ここで、改めて外国人就労に関する在留資格をご紹介します。

身分に基づく在留資格である「永住者」は就労制限がありませんので、日

乖離などの課題があり、有識者会議の提言を踏まえて技能実習制度の発展的解消と人材確保・育成を目的とした「育成就労制度」が創設されることになりました。令和6年6月21日に関係法令が公布され、令和9年までに施行されることとなっています。

県内では、外国人の就労にあたっては様々な在留資格があり、それぞれに雇用に至るまでの手続きや要件が細やかに定められています。こうした複雑な手続きへの対応や、文化・生活習慣の違いへの対応など、事業者の皆様のごりにぎにきめ細やかに対応するため、県では企業向けのサポート窓口を設置

## 3 岐阜県の施策(岐阜県外国人活用企業サポート事業)

このように外国人の就労にあたっては様々な在留資格があり、それぞれに雇用に至るまでの手続きや要件が細やかに定められています。こうした複雑な手続きへの対応や、文化・生活習慣の違いへの対応など、事業者の皆様のごりにぎにきめ細やかに対応するため、県では企業向けのサポート窓口を設置

しています。

ここでは専門家によるコンサルティングや個別相談を実施しており、「外国人雇用をどのように進めればよいかなど、初めての採用活動に関することから、「特定技能の受入要件や求人票作成について助言してほしい」、「従業員間のトラブルを解決したい」など雇用手続き・定着に関するご相談まで、内容も多岐に亘っています。

さらに当窓口では、行政機関や商工団体などへの出前講座、企業向けセミナー、県内の人材紹介事業者と企業とのマッチングイベントも実施しています。

また、岐阜・愛知の大学・専門学校等に在学する留学生を対象とした県内就職セミナーや、留学生と県内企業との対面交流会なども実施しており、企業と外国人材との出会いも支援しています。

## おわりに

ここまで本県の実況や県の施策をご紹介してきましたが、最後に、全国、さらには国際的な視座から外国人材を見ることがをお勧めして、話をまとめたいと思います。

本人と同じように雇用することができません。また、「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」も就労制限がありませんが、在留期間があることに注意が必要です。

就労が認められる在留資格の主なものとして、「技術・人文知識・国際業務」(以下、「技人国」といいます。、「特定技能」、「技能実習」があります。

「技人国」で認められる活動として、機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者などが挙げられます。

「技人国」は専門的な技術・知識を必要とする業務又は外国人ならではの思考・感受性を必要とする業務に従事するための在留資格であり、単純労働を行うことは認められません。

「特定技能」は受け入れることができる分野が決まっています(特定産業分野)。16の特定産業分野に属する相当程度の知識・経験を要する技能が必要な業務を対象とする1号、11の特定産業分野に属する熟練した技能が必要な業務を対象とする2号の2種類があります。

「技能実習」は1号から移行対象職種をクリアすることで第3号まで最大5年間在留することができます。

技能実習では制度目的と運用実態の

冒頭の「外国人の雇用状況」の項でご紹介したとおり、本県は、県勢の割には外国人材が多く集積している外国人材先進県のひとつです。すなわち、今私たちが暮らすこの岐阜県は、すでに多国籍・多様性の環境にあり、外国人と一緒に暮らし働くことが特別ではないことを再認識する必要があるということです。

一方、近年では、より良い条件・環境を求めて日本以外の国で働くことを選ぶ外国人が増えており、今の状況にあぐらをかいていては、今後は、本県はおろか日本さえも選んでももらえない可能性があります。

県では、県内で暮らしたり働いたりしている外国人の皆さんを、敬意を込めて「外国人県民」と呼ぶようにしています。これから私たち岐阜県民が何より配慮すべきことは、もし「外国人材は安い労働力」、「異分子」といったような誤った考えがあればそれは一掃し、共に本県を支え、発展させてくれる大切な同胞であると肝に銘じて外国人県民の皆さんと接していく多様性の文化を育んでいくことだと思います。

## お問い合わせ

岐阜県 商工労働部 産業人材課 人材企画係  
TEL 058-272-1111(内線368)  
令和6年度岐阜県外国人活用企業サポート事業運営事業者  
Manto Man Animo株式会社  
TEL 058-213-6015  
(受付時間9:00~17:00)



岐阜県中小企業総合人材確保センター センター長

増田 雅彦